

2023年 6月23日  
原子力科学研究所

「原子炉設置の許可に係る変更について（届出）」に関する  
核物質防護規定及び保障措置への影響について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の原子炉設置の許可に係る変更（届出）に関する核物質防護規定（以下「P P 規定」という。）及び保障措置への影響についての確認結果は下記のとおり。

記

1. 届出の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の原子炉設置の許可の工事計画について、以下の変更（届出）を行う。

- （1）第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置に係る工事、検査の予定を「令和5年6月中に開始し、令和5年9月中に完了予定」から「令和5年10月中に開始し、令和6年1月中に完了予定」に変更する。

2. P P 規定、保障措置への影響

- （1）P P 規定：影響なし

（理由）

今回の届出は、原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の原子炉設置の許可の試験研究用等原子炉施設の工事計画を変更するものであり、防護対象設備の追加等ではなく、侵入防止対策に係る性能についても影響を及ぼさないため、核セキュリティ対策に影響はない。従って、P P 規定の変更も不要である。

- ・防護対象の追加等なし
- ・侵入防止対策に係る性能への影響なし

(2) 保障措置：影響なし

(理由)

今回の届出は、原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の原子炉設置の許可の試験研究用等原子炉施設の工事計画を変更するものであり、保障措置対策に関わるものではなく、監視装置の視野障害等や封印への接触等での損傷防止への配慮、保障措置に関連する設計情報の変更に当たらないため、保障措置対策に影響はない。

- ・ 既定の査察実施に支障なし
- ・ 監視カメラの視覚障害なし
- ・ 監視カメラの移設は不要
- ・ 環境サンプリングに支障なし
- ・ 入域制限措置不要
- ・ 設計情報質問票（DIQ）の変更不要
- ・ 保障措置実施手順書の履行に支障なし
- ・ 計量管理規定の履行に支障なし

以上